

報告事項

本人外収集、目的外利用及び外部提供に係る一括承認事項の承認基準に該当する事業の追加について

1 概要

令和3年度第1回運営審議会で一括承認事項として「国民の生活や経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある災害若しくは感染症が発生した場合に、又は経済事情の急激な変動による影響を緩和する等のために支給される公的給付（個別の法律の規定によらないものに限る。）」の基準に該当する公的給付を行うときは、支給対象者の抽出、支給要件の該当性の判定等に必要な個人情報の「本人外収集」・「目的外利用」・「外部提供」を行うものとして差し支えないものとして承認を得ている。

この度、承認基準に該当する事業2件について、「個人情報の例外的取扱いに関する運営審議会承認事項一覧」に例示として追加したので、以下のとおり報告する。

2 本人外収集の例に追加する事業名及び本人外収集する内容

事業名	担当課	本人外収集する内容	提供元
令和4年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分・その他世帯分）	子育て支援課	・施設入所等児童リスト ・令和4年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金受給者台帳（ひとり親世帯分・その他世帯分）	他自治体

3 目的外利用の例に追加する事業名及び目的外利用する内容

事業名	担当課	目的外利用する内容
令和4年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分・その他世帯分）（※1）	子育て支援課	（ひとり親世帯分の支給で利用） ・児童扶養手当受給者台帳 ・児童育成手当受給者台帳 （その他世帯分の支給で利用） ・児童手当受給者台帳 ・特別児童扶養手当受給者台帳
子育て世帯生活支援追加支援事業（※2）	子育て支援課	・令和4年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金受給者台帳（ひとり親世帯分・その他世帯分）

※1 本事業では、支給対象者の抽出及び支給要件の該当性の判定に、税務課の保有する課税台帳情報も利用するが、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」（令和3年法律第38号）第10条の規定における特定公的給付に指定されている事業であるため、マイナンバーを利用した庁内連携（自治体の同一機関内での情報照会）及び他自治体への情報照会は、法律で認められた目的内の利用ということになり、目的外利用する内容には記載していない。

※2 本事業は、「令和4年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分・その他世帯分）」の対象世帯に対する本区独自の追加支援事業であり、本区の友好都市である鹿沼市産のお米を子ども1人につき10キログラム配布する。

4 外部提供の例に追加する事業名及び外部提供する内容

事業名	担当課	外部提供する内容	提供先
令和4年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分・その他世帯分）	子育て支援課	・施設入所等児童リスト ・令和4年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金受給者台帳（ひとり親世帯分・その他世帯分）	他自治体

5 承認基準への追加事項

別紙のとおり